
 「耐震改修促進法の改正と耐震対策緊急促進事業」説明会

建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 20 号。以下「改正法」という。）が平成 25 年 5 月 29 日に公布され、平成 25 年 11 月 25 日から施行されます。

改正法により、病院・店舗・旅館等の不特定多数の方が利用する建築物、学校・老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物で一定規模以上のもの、地方公共団体が指定する緊急輸送道路等の沿道建築物、都道府県が指定する庁舎、避難所等の防災拠点となる建築物について、耐震診断とその結果の報告が義務付けられることとなります。

義務付けに係る耐震診断の円滑な実施に向けて、耐震診断等に携わる方を対象に長野県建築指導課より改正法の解説・県内事情等をご説明頂きます。
多数の方々のご参加をお待ちして居ります。

- 主 催 一般社団法人 長野県建築士事務所協会
- 講 師 長野県 建設部 建築指導課
- 受講対象者 建築物の耐震診断・耐震改修・設計・施工・維持保全業務に携わる方
- 参加費 会 員:1,000 円 非会員:2,000 円(資料代含む)
※講習日当日、受付にてお支払下さい。
- 申込方法 受講申込書に所要の事項を記入して、本会事務局へFAXにてお申込下さい。
受講申込書に受付印を押印し、受講番号を記入してFAXで返信いたしますので講習日当日受付へご提示下さい。
資料代につきましては講習日当日、受付にてお支払い下さい。
- 申込期限 平成 25 年 12 月 13 日(金)

講習日・講習会場【受付:9:30～】【講習時間:10:00～12:00】

講習日	講習会場	定員
12月20日(金)	塩尻市市民交流センター えんぱーく「3F 多目的ホール」 塩尻市大門一番町 12 番 2 号 Tel.0263-53-3350	100 名
12月26日(木)	若里市民文化ホール(ビックハット隣) 「会議室 1」 長野市若里3丁目22番2号 Tel. 026-223-2223	100 名

申込先・問い合わせ先

一般社団法人 長野県建築士事務所協会 事務局

TEL 026-225-9277

FAX 026-225-9278

〒380-0936 長野市岡田町 124-1 長水建設会館 2F

- お知らせ
- ①この講習会は、建築CPD情報提供制度の認定プログラムとなっております。
 - ②複数受講者がいる場合は、コピーしてご利用下さい。
 - ③同日の午後より『建築物の天井脱落対策に係る技術基準の解説』の講習会を開催致します。併せてお申込下さい。

「耐震改修促進法の改正と耐震対策緊急促進事業」説明会
【受講申込書兼受講券】

一般社団法人 長野県建築士事務所協会 宛

平成25年 月 日

受講会場 (希望会場に <input checked="" type="checkbox"/>)	<input type="checkbox"/> 12月20日(金) 市民交流センターえんぱーく(塩尻会場)
	<input type="checkbox"/> 12月26日(木) 若里市民文化ホール(長野会場)
事務所名 (CPD 会員No.)	支部名
所在地 〒	
受講者 氏名	
TEL	FAX
Eメール	@
参加費	<input type="checkbox"/> 会員 1,000円 <input type="checkbox"/> 非会員 2,000円

【注意事項】

- ※ 印欄は、申込受付時に協会にて記入、押印します。
- ※ 受講受付印、受講番号の無いものは無効です。

【当日の持ち物】

- ・ 受講券
- ・ 参加費

※受講番号	
※ 受講受付印	

(一社)長野県建築士事務所協会